第3章 計画



第1節 基本理念・基本目標等 スプラント

1. 基本理念

増加を続けていた本町の人口は、平成17年頃をピークに減少に転じ、その減少の速度が早いと推計されています。その要因は、現在、人口の30%に達している高齢者の増加と、12%を切っている15歳未満人口の減少です。まさに、少子高齢社会の到来です。

このような背景のもと、これまで家庭や地域が自然に持っていた相互扶助機能が弱体化し、地域住民相互の社会的つながりも希薄化するなど、地域社会のあり方が変わりつつあります。地域で支援を必要としている人たちが、住みなれた地域でいつまでも安心して暮らしていくためには、法律等の制度に基づいて行政が中心となって行うフォーマルサービスだけではなく、近隣や地域社会を巻き込んだ柔軟なインフォーマルサービスが必要となってきます。すべての地域住民が「我が事・丸ごと*」という共通の認識をもつことが、生活課題を抱えた人の自立生活を支える大きな力になると考えます。住民は地域福祉の当事者となる必要があるのです。

住民が主体となる、新しい福祉コミュニティの創造をめざし、基本理念を次のように定めます。

基本理念

人と人 心と心をつなぐ まちづくり

※「我が事・丸ごと」とは、地域住民が地域で起きているさまざまな問題を他人事ではなく、「我が事」としてとらえ、 市町村は分野別の相談を「丸ごと」受け止めようという発想です。

2. 基本目標

基本理念の「人と人 心と心をつなぐ まちづくり」を実現するため、次の3つの基本目標を定め、施策・活動を推進していきます。

(1) 支え合いの仕組みづくり

地域福祉をさらに推進するためには、ボランティアなど地域福祉を支える「人」、ボランティア活動、交流、情報交換、相談などを行う「場所」、活動やグループづくりを促進・支援する「仕組み」が非常に重要となることから、その基盤づくりを進めます。

(2) 新しい福祉のまちの創造

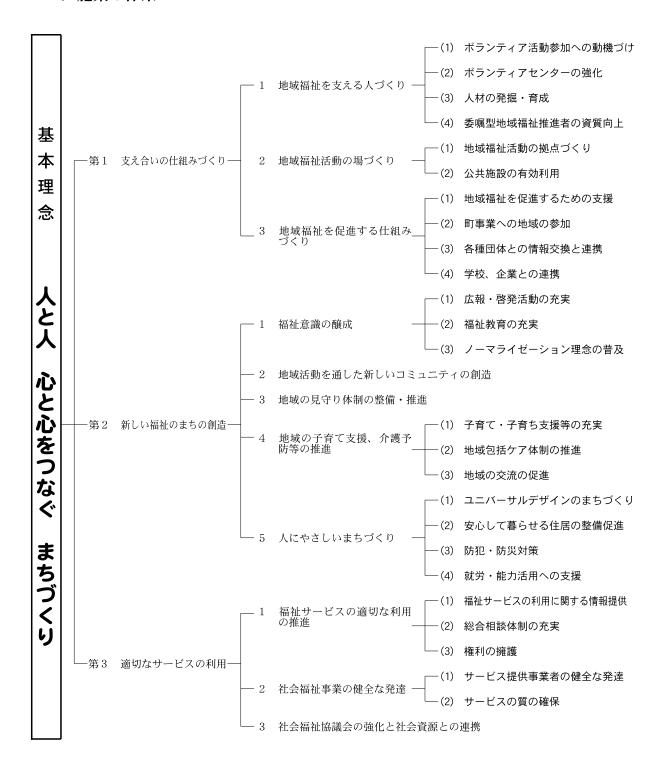
住民が福祉意識を高め、地域の福祉課題を共有し、住民が主体となって課題を解決している中で、新しい地域のあり方を考え、安心して暮らせる福祉のまちを創っていきます。

injuliquing alogatory at opatory at opatory

(3) 適切なサービスの利用

社会福祉事業の健全な発達を促し、必要なサービスの質・量の確保に努めるとともに、 サービスを必要とする人に適切なサービスが提供されるよう、情報提供、相談体制、権利 擁護等の充実を図ります。

3. 施策の体系



4. 重点課題

(1) 公的サービスを補完する活動の充実

要援護者に対するサービスとしては、高齢者には介護保険サービス、障がいのある人には障害福祉サービスや障がい児支援サービス等、児童には子ども・子育て支援事業等がありますが、これら公的サービスだけでは要援護者が安心して日常生活を送れないこともあります。また、公的サービスの対象者とはならないけれども、日常生活に不便を抱えている人もおられます。本町には多くのボランティア団体が活動されていますが、今後は、要援護者のニーズに沿ったボランティア活動も求められます。その需要と供給を結びつけるボランティアセンターやボランティア連絡協議会の活動が重要となってきます。また、生活支援体制整備事業における協議体や生活支援コーディネーターの活動の定着と活性化が求められます。

(2) 高齢者の活躍の場づくり

核家族化・少子化は今後も進展していくと考えられ、「老後は子どもにみてもらう」から、「老後は地域・社会でみてもらう」に着実に変わりつつあります。

高齢期の地域活動・ボランティア活動は、活動者の介護予防になり、健康寿命の延伸につながります。高齢期を迎える前から地域・社会とつながりをもち、地域・社会に役立つ活動をし、できないことは地域・社会に助けてもらうという考え方が必要です。互いに助け合うことが、高齢者の生きがいと健康増進につながります。

今後ますます増える高齢者パワーにより、地域活動・ボランティア活動を活発にすることは、地域の活性化につながります。高齢者の活躍の場づくりの根本は個人に帰すべき問題ですが、生活の場である地域と人とを結びつける役割をもつ町、社会福祉協議会、地域社会などには、個人が活躍の場を選ぶことのできるメニューやシステムづくりが求められています。

(3) 支え合い意識の醸成

ノーベル平和賞を受けた故マザー・テレサは「愛の反対は憎しみではなく、無関心」といいました。故マザー・テレサの言葉を借りるまでもなく、日本に、地域に、かつてあった隣人・地域住民に対する自然な思いやりの心がなくなりつつあり、無関心が拡がってきています。困った時には地域・ご近所で支え合うという発想は、無関心からは出てきません。

暮らしやすい地域社会を構築するためには、プライバシーを尊重した節度ある支え合いが必要です。子どもから大人まで地域住民が顔を合わせたらあいさつをする、「おはようございます」「こんにちは」「こんばんは」、まずここからはじめましょう。そして、安心して暮らせる地域にするために何が必要かを地域で話し合い、支え合いの意識を共有することが必要です。自分達が住んでいる地域を安心して暮らせるようにするのは、住民の責務であると考えます。

第2節 基本計画

第1 支え合いの仕組みづくり

1. 地域福祉を支える人づくり

在宅の要援護者を支える民間活動としては、ボランティアやNPOによるインフォーマルサービス、民生児童委員や福祉推進委員などによる地域にあける見守り活動などがあります。ボランティアやNPOによるインフォーマルサービスは、住民のニーズに対応して柔軟に取り組まれ、行政などが行うフォーマルサービスを補完しています。民生児童委員などによる地域にあける見守り活動は、在宅の要援護者を見守り、必要に応じて、行政をはじめとする各種サービスをつなぐ役割を持っています。サロン活動や高齢者助け合いサポート事業など、上記の二つが連携・協働しながら推進している活動もあります。地域の要援護者等の生活を支えるため、地域福祉推進マンパワーの育成に努める必要があります。このため、住民と行政のパートナーシップを強化して、住民が主体となった行政との協働による取り組みを促進します。

(1) ボランティア活動参加への動機づけ

ボランティア活動をしたいと思っていても何をしていいか分からない人が多いと考えられます。そのため、ボランティア情報の提供、ボランティア団体の立ち上げ支援などに取り組んでいきます。

事業・活動	実 施 主 体	
① ボランティア情報の提供 ボランティア活動参加への動機づけとなるよう、町および社 会福祉協議会の広報紙やホームページなど、さまざまな媒体を 活用し、ボランティア活動の状況や参加機会の情報提供を行い、 活動への参加を呼びかけていきます。	町 社協 ボランティア団体	
② 町民ひとり一ボランティアの推進 住民意識調査の結果では、20歳以上の町民のボランティアへ の参加意向は66.8%と高いものの、現在ボランティア活動に参 加しているのは13.7%です。町民のボランティアに対する関心 を高め、活動に結びつくよう「町民ひとり一ボランティア」を 合い言葉にボランティア活動を推進・推奨します。	町 社協	

injuling at injuli

(2) ボランティアセンターの強化

平成29年度に実施した「神戸町地域福祉に関する住民意識調査」(以下「意識調査」といいます)結果において、ボランティア活動への参加意向は、「ぜひ参加したい」「友人などが一緒なら参加したい」「時間ができたら参加したい」「機会があったら参加したい」を合計した前向きな参加意向が66.8%もありました。このことは、ボランティアを受け入れたい人と活動したい人を結びつける方法、何らかの動機づけ、機会があればより多くの人がボランティア活動に参加する可能性があるといえます。しかし、ボランティアセンターに登録されているボランティアは、団体・個人を合わせて770人にすぎません。住民へのボランティア活動参加の動機づけ、情報提供の充実を図り、潜在するボランティアの掘り起こしを行います。

表3-2-2

事業・活動	実 施 主 体
① ボランティアコーディネーターの活動強化 「ボランティア活動を行いたい」という意志を持つ人と「ボラン ティア活動の支援を受けたい」という人を結びつける役割を果た すボランティアセンターのボランティアコーディネーターの活動 を活発化します。	社協
② ボランティア団体等の連絡調整 ボランティア活動の推進を図るため、ボランティア団体や関係 機関などとの連絡調整に努めます。	社協
③ 新たなボランティアメニューの開発 地域包括支援センターやNPO法人、福祉施設などと積極的に 情報交換し、必要とされる新たなボランティアメニューの開発に 取り組みます。	社協 ボランティア
④ ボランティア連絡協議会の活動推進 神戸町ボランティア連絡協議会は、神戸町社会福祉協議会にボランティア登録をしているボランティアグループと個人ボランティアで運営されている団体です。交流会、研修会等の行事を通してボランティア同士の交流や情報交換をしながら、ボランティア同士が課題を共有し、部会研修等を通して資質の向上を図っており、社会福祉協議会はその活動を支援します。	社協 ボランティア団体 NPO法人
⑤ ボランティアセンターの充実 ボランティアセンターは、ボランティア活動に関するニーズの 把握に努めるとともに、各種関係団体、社会福祉施設、NPO等 とのネットワーク化を図りながら、ボランティアに関する相談に 円滑に対応できるよう、関係団体との定期的な情報交換等に努め ます。また、ボランティアセンターは、地域福祉活動の担い手と なるボランティア団体の立ち上げを支援していきます。	社協

第3章 計 画

he displication of the dis

(3) 人材の発掘・育成

ボランティア活動への参加のきっかけづくりのための養成講座の開催に努めるとともに、ボランティア活動の推進役ともいうべきボランティアリーダーの育成に努め、ボランティア活動を活発化します。

事業・活動	実 施 主 体
① ボランティア養成講座の開催 住民のボランティア活動への高い参加意向を実際のボランティ ア活動に結びつけるためには、参加へのきっかけづくりが重要で あることから、社会福祉協議会は、ボランティア養成講座を開催 し、地域福祉を担うボランティアを育成していきます。	社協 ボランティア団体
② ボランティアリーダーの育成 ボランティア活動が広がり、活発な活動を展開するためには、 推進役となるボランティアリーダーの役割が非常に重要です。ボ ランティアセンターは、ボランティアリーダーの育成に努めます。	社協
③ 高齢者パワーの活用 現在の60代、70代は非常に元気な人が多く、自身を高齢者と感じていない人も少なくありません。これまでの、高齢者は支援を受ける側という意識は変わりつつあります。これら世代の生きがいづくりとしてもボランティアは重要な位置を占めると考えられます。高齢者が、地域福祉の担い手としてその力を発揮できる環境づくりを推進していきます。	社協 町 老人クラブ シルバー人材センター
④ 地域組織の活用 区、老人クラブ、子ども会などの地域組織は、地域福祉活動において、大きな役割を果たしています。また、独自に活動しているボランティアグループが、地域の協力を得ることによって、活動がよりスムースに、あるいは、より大きくなる可能性があります。区をはじめとした地域組織は、地域福祉活動を支える非常に大きな資源の一つであることから、組織の会議などの機会を捉え、働きかけを行っていきます。	区 老人クラブ 子ども会 社協 町
⑤ 企業ボランティアの促進 ボランティア活動をはじめ、文化活動、教育活動、福祉活動な ど、広く社会貢献活動に取り組んでいる企業が増えてきました。 しかし、何をどうするのかという段階でとどまっている企業もあ ると考えられ、そのような企業に対してボランティア活動への参 加を支援していきます。	社協
⑥ 公務員のボランティア活動参加の促進 町職員など公務員にはボランティア休暇の制度があることから、 これを活用したボランティア活動への参加を呼びかけます。	田丁

he displayed is displayed in the display

(4) 委嘱型地域福祉推進者の資質向上

民生児童委員、福祉推進委員など、委嘱型地域福祉推進者は、地域において要援護者等の相談支援活動等を行っており、それぞれの役割を認識して、地域福祉の推進に取り組んでいきます。

表3-2-4

事業・活動	実 施 主 体
① 民生児童委員等に対する研修と情報提供 民生児童委員および主任児童委員に対する適切な研修を実施 するとともに、必要な情報提供に努めます。	県民生委員児童委員協議会 町 社協
② 委嘱型地域福祉推進者のネットワークづくり	社協 町 委嘱型地域福祉推 進者

2. 地域福祉活動の場づくり

地域の人々がふれあう場、高齢者の居場所、子育て支援の場など、地域福祉活動の場づくりを促進していきます。また、情報・相談窓口、委嘱型地域福祉推進者とボランティアの交流や地域ボランティアどうしの情報交換の場など、地域福祉活動の拠点づくりを促進していきます。

(1) 地域福祉活動の拠点づくり

意識調査で「地域福祉を推進するために必要なもの」をたずねたところ、「住民が気軽に参画し、利用できる地域ごとの福祉活動の拠点づくり」が最も高くなっていました。地域住民が親密になってこそ、支え合いの心が醸成されるものであり、だれもが気軽に集まり、交流のできる場づくりを推進していきます。

表3-2-5移

事業・活動	実 施 主 体
① 地域福祉活動の場づくり	
既存施設や空き家などを活用した地域住民の運営による地域福祉活動の	ボランティア
場づくりを推進していきます。地域福祉活動の場は、あくまで住民の意思	委嘱型地域福祉
を尊重し、住民の要望に応じて整備し、住民の運営(ボランティア、NP	推進者
○法人を含む)によることを基本とします。空き家の活用については、空	NPO法人
き家対策担当部局と連携して有効活用をめざします。	社協 町

第3章 計 画

② ボランティアの交流・情報交換の場づくり

ほとんどのボランティアやボランティア団体は、独自に活動しており、PRや情報提供が十分ではありません。また、気軽にボランティアに参加できる場がほしいといった声があります。ボランティアについては、ボランティアセンターが窓口となっていますが、受け手も担い手も地域住民といった地域ボランティアの推進を図るため、身近な地域でボランティアの交流、情報交換が行える場づくりを推進していきます。

ボランティア 委嘱型地域福祉 推進者 社協 町

③ 拠点づくりの推進

高齢者、障がいのある人、子育て中の家族等が気軽に集える場や、それらの人を含めた地域住民の誰もが集える場づくりに努めます。

町 社協 地域包括支援センター ボランティア 住民

(2) 公共施設の有効利用

本町には、地区公民館などの公共施設、少子化などの社会情勢の変化により使われなくなった公共施設の空き部屋などがあり、これらを地域福祉のために有効活用していきます。

表3-2-6

事業・活動	実施 主体
① 地区公民館などの公共施設の活用と柔軟な運営 各地区の公民館のうち、利用に余裕のある公民館については、地域福祉 活動の場の一つとして活用できないか検討します。公共施設については、 住民のニーズに応じた運営に努めていきます。	住民 区 町
② 学校の余裕教室等の活用 学校の余裕教室(空き教室)を開放して、地域福祉の向上のために活用 できないか検討します。	町 ボランティア 住民 教育委員会

3. 地域福祉を促進する仕組みづくり

.....

地域福祉の当事者は地域住民ですが、その活動やグループづくりを促進し、支援していく ことは行政にも求められます。国、県の制度の活用はもちろん、それらにとらわれず町独自 の仕組みや支援を住民と行政の協働という視点で検討していきます。

(1) 地域福祉を促進するための支援

町および社会福祉協議会は、地域福祉の向上に資する地域福祉活動・ボランティア活動 を支援します。

hastofile stopping st

表3-2-7

事業・活動	実施主体
① 地域住民の合意による施設整備への支援 地域福祉活動の拠点づくりにあたり、地区公民館や空き家などの 既存施設の改修等が必要な場合には、地域住民の意見を聞くととも に、地域が一定の要件を満たした場合に、町は施設の必要性等を判 断し、整備に必要な支援を検討していきます。このような過程を経 ることによって、地域住民のための施設であることが実感でき、自 分たちに必要な活動を、自分たちの手によって行っていくという自 覚が生まれると考えます。	住民 区 町
② ボランティア団体活動費の助成 社会福祉協議会は、ボランティアセンターに登録している福祉ボランティア団体等に対して、活動内容に応じた、より有効な助成について検討し、地域福祉活動の推進を図ります。	社協 ボランティア
③ 地域福祉活動を支援する事業の拡充 障がいのある人、高齢者、乳幼児等を対象とした地域福祉活動に ついての支援事業の拡充を図ります。	住民 区 ボランティア 社協 町
④ 共同募金配分金の活用 共同募金配分金は、地域福祉活動や、それをを行う団体に対して 助成しており、この趣旨に合致した共同募金の活用に努めます。	共同募金会 社協 ボランティア 等

(2) 町事業への地域の参加

町は直営あるいは社会福祉法人等への委託という形で、多くの福祉事業を実施していますが、従事者は必ずしも職員である必要のない事業もあります。というより、むしろ子育てなどの経験のあるボランティアやNPO法人のほうが望ましい事業があります。これらの事業について、ボランティアの参加を求めるとともに、NPO法人等への委託を進めていきます。

表3-2-8

事業・活動	実施主体
① 子育て支援事業等への地域の参加 町の子育て支援事業がより地域のニーズに即した利用しやすいも のとなるよう、事業の拡充、新規事業の実施にあたっては、地域住 民やボランティアの参画を求めていきます。	ボランティア 社会福祉法人 N P O 法人 町 社協
② 地域支援事業等の委託 介護予防・生活支援サービスを提供する地域支援事業や障がいの ある人の地域生活支援事業などについて、ボランティアの参画を求 めるとともに、社会福祉法人等への委託を検討していきます。	ボランティア 社会福祉法人 N P O 法人 町 社協

第3章 計画

he desired the desired set of th

(3) 各種団体との情報交換と連携

町の施策やボランティア活動は、それを必要とする要援護者等のニーズや信頼が重要です。また、民生児童委員などの委嘱型地域福祉推進者やボランティアが地域の情報を共有することも重要であり、情報交換と連携を図っていきます。

事 業 ・ 活 動	実 施 主 体
① 当事者団体との情報交換と活動支援 障がいのある人とその家族、認知症の人とその家族、ひとり親家庭 等の団体等と情報交換を行い、町の施策に反映していくとともに、団 体等の活動への支援を行います。また、地域の理解や協力が必要な内 容については、地域課題についての共通認識をもつことができるよう、 自治会、ボランティア、関係機関等に情報を伝えていきます。	当事者団体 町 区 ボランティア 社会福祉法人 NPO法人 社協
② ボランティア等との情報交換と連携 町および社会福祉協議会は、ボランティア、社会福祉法人、NPO 法人等との情報交換を密にし、地域密着型の福祉サービスの推進を図っ ていきます。	ボランティア 社会 福祉法人 NPO法 人 町 社協
③ 民生児童委員活動との連携 民生児童委員は、プライバシーにかかわる内容の活動が多く、その性質上、活動は住民に見えにくいのが現状です。しかし、民生児童委員としては、地域の情報は必要であり、積極的に地域と関わりをもっていきたいと考えています。地域の身近な相談役としての役割が十分果たせるよう、地域福祉活動の情報提供等を通じて、地域との連携を強化していきます。	民生児童委員 町 社協 地域包括支援センター

inclinately department of the department of the

(4) 学校、企業との連携

学校や企業は場所およびマンパワーの両面で地域福祉資源といえます。学校や企業の地域福祉活動を支援・促進していきます。

事業・活動	実 施 主 体
① 学校ボランティアの普及 小学校のクラブ活動等を支援している小学校支援ボランティアがありますが、 子どもをもつ親だけでなく、 地域で子育て・子育ちを支援する観点から、 先進事例の紹介などを通じて学校ボランティアを推進します。 さらに、 放課後児童クラブへの支援、 放課後子ども教室への参画などへつなげていきます。	住民 学校 ボランティア団体 社協
② 学校を拠点とした地域活動の推進 学校は、 防犯活動、 運動会等のイベントを通じて地域住民と密接な つながりを有しています。 この学校を地域活動の拠点の一つとして位 置づけ、 地域の学校の特性に応じた活動が展開できるよう、 学校、 地域に働きかけていきます。	住民 学校 ボランティア団体 社協
③ 企業との連携 多くの企業が社会貢献活動 (フィランスロピー) を行っています。 特に、子育て支援については、企業に次世代育成支援対策推進法に 基づく一般事業主行動計画の策定が義務付けられています。 計画の内 容の一つとして 「子ども・子育てに関する地域貢献活動」 があり、 これらの取組みを進めるにあたって、企業、地域、ボランティア、 NPO法人等が連携していきます。	企業 住民 区 ボランティア NPO法人 社会福祉法人 社協

he descriptions described to describe described to describe described to

第2 新しい福祉のまちの創造

1. 福祉意識の醸成

福祉は、これまでの限られた社会的弱者に対するサービスから、「個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障がいの有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立支援する」という地域住民すべてのための福祉へと変わり、地域住民すべてで支える福祉へと変わっていかなければなりません。これを地域において具現化していくための地域福祉の推進が必要なのです。その地域福祉を推進する上で最も重要なものが、地域住民の理解と行動です。このため、学校教育や社会教育の場において、福祉教育を推進し、福祉の心を育んでいきます。特に、福祉ボランティア、交流学習、福祉教育を経験した子どもたちの意識は大きく変わってきており、さらなる学校教育における福祉教育の充実が今後の福祉を変えていくと考えます。

(1) 広報・啓発活動の充実

暮らしやすい地域を創造するには、思いやりの心とボランティアの心を持つ住民を増や す必要があります。そのための広報・啓発活動に努めます。

事業・活動	実施主体
① 広報等を通じた啓発活動 広報ごうど、社協だより、社会福祉協議会のホームページ、講演会などを通して地域福祉の必要性、地域福祉活動の状況等を伝え、福祉意識を高めていきます。また、活動者を積極的に紹介し、活動意欲の喚起と認知度の向上に努めます。	町 社協
② 地域組織を通じた啓発活動の強化 地域活動の多くが、地区を単位として行われています。自治会、老人クラブ、子ども会等の組織も地区単位となっており、強いつながりをもっています。これらの地域組織を通して、住民の福祉への関心を高め、福祉意識を醸成していきます。そのため、まず、これらの地域組織の役員の方々に地域福祉に関心を持ってもらうため、地域の勉強会の開催等を通じて啓発に努めます。	社協 区 老人クラブ 子ども会等
③ 企業の社会貢献 町は、商工会等関係機関と協力して、子育て支援、 障がいのある人の就労 支援、 バリアフリー化の推進、 募金など、 企業の社会貢献 (フィランスロ ピー) についての理解促進を図ります。	町 商工会 企業
④ 各種イベントの開催 社会福祉協議会は、町、ボランティア団体等と協力して、住民の福祉意識を 高め、地域福祉活動への参加を動機づけることなどを目的とした社会福祉大会 をはじめとした各種イベントを開催していきます。	町 社協 ボランティア 団体

(2) 福祉教育の充実

住民の地域福祉活動への参画を促すため、あらゆる機会をとらえて、地域福祉に関する 学習機会の増大をめざします。

表3-2-12

事業・活動	実 施 主 体
① 学校における福祉教育 小学校・中学校は、社会福祉協議会、社会福祉施設等との連携を図り、総合的な学習の時間や道徳の時間において、福祉体験活動や交流を行い、児童生徒の福祉の心を育んでいきます。	学校 社協 福祉施設 住民
② 生涯学習における福祉講座の開設 生涯学習において、福祉に関する講座の充実を図ります。必要に 応じて、子ども、高齢者、障がいのある人への支援別講座を開設し、 活動を希望する受講者と、ボランティアを必要とする施設、団体等 を結びつけていきます。	町 社協 教育委員会
③ 出前講座の活用 町や社協の職員が地域に出向いて行う出前講座について、福祉に 関する講座の内容の充実とPRに努めることにより、地域住民の福 祉への関心を高めていきます。	町 区 ボランティア 社協

(3) ノーマライゼーション理念の普及

ノーマライゼーションとは、障がいのある人など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方であり、方法です。わが国では、障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることをめざして、「障害者差別解消法」が成立し、平成28年4月から施行されており、町および町社会福祉協議会は、ノーマライゼーション理念の普及に努めていきます。

表3-2-13

事業・活動	実 施 主 体
① やさしさと思いやりの心の実践 思いやりの心はあるが、知識不足や対応の仕方がわからないために バリアをつくっていることがあります。 障がいのない人の車いす使用 者用駐車場への駐車、 視覚障がい者用ブロック上の駐輪など、 障がい のある人にとってのバリアはハード面だけではありません。 施設・設備のバリアフリー化の促進と同時に、 町民にそれら施設・設備の意義 についての理解を促進し、 マナーの向上が図られるよう啓発活動を推進します。	町社協学校

he depth of the de

② ノーマライゼーション理念の普及

さまざまな障がいについて知ることにより、 障がいのある人についての誤解や偏見をなくし、 障がいのある人が地域で普通に暮らせる社会をめざすノーマライゼーション理念の普及を促進します。

町 社協 学校 企業 障がい者団体 住民

③ 障害者差別解消法の浸透

すべての国民が障がいの有無によって分けへだてられることなく、 相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資すること とを目的とする 「障害者差別解消法」 の浸透に努めます。 町 社協 学校 企業 障がい者団体 住民

2. 地域活動を通した新しいコミュニティの創造

防犯、防災、交通安全、環境、健康づくり、生涯学習、スポーツなど、地域ではさまざまな活動が行われています。活動内容はそれぞれ異なりますが、活動している団体や個人は重なっていることが少なくありません。また、地域福祉活動から新たな活動に結びつくこともあれば、その他の活動が地域福祉活動につながることもあります。地域のさまざまな課題を住民が共有し、知恵と力を出し合い解決していく中で新しいコミュニティのあり方を考えていきます。主体的に福祉活動に取り組む住民と行政の協働により、地域福祉活動をより活性化させていきます。

表3-2-14

実 施 主 体 事 業 · 活 動 ① 地域住民の交流会、 勉強会等の開催 地域の連帯意識が希薄化する中にあって、昔ながらの近隣の 住民 区 助け合いを求めることがむずかしくなっています。特に若い世 委嘱型地域福祉推進者 代は、マンション、アパート等で暮らしている人が多く、近所 ボランティア 社協 町 づきあいが少なくなっています。しかし、子育てサークルなど を開催すると、子育て仲間を求めて多くの親子が集まってきま す。また、事故や犯罪を未然に防止するため、地域ぐるみの対 策が必要になってきています。このような地域の課題を住民が 共有し、取組みを検討していくための話し合いの場づくり、勉 強の場づくりを進めるとともに、地域のイベント等さまざまな 機会を活用し、交流の機会をつくります。 ② 地区懇談会の開催 地域で活動している委嘱型地域福祉推進者、ボランティア、 住民 区 福祉関係者、自治会の代表者等が中心となって、地域の福祉課 委嘱型地域福祉推進者 題等を話し合い、協働して解決していく地区懇談会を開催して ボランティア 社協 いきます。

he desired set of the desired se

③ モデル校区の指定

下宮および南平野校区で進めてきた校区福祉委員会を全校区に広げていきます。 具体的には、 地域でのふれあいいきいき サロンの開設、 子育てサークルの開催や地域で子育て・子育ちを支援する活動、 障がいのある人やひとり暮らしの高齢者の見守りや災害時の支援体制づくり、 小学校を拠点とする地域福祉活動、 地域組織が地域住民を巻き込んでいく地域福祉活動など、 地域の状況に応じた活動を推進します。

住民 福祉推進委員 ボランティア団体 学校 社協

④ モデル校区福祉活動の PR

社会福祉大会等の機会を利用して、 モデル校区などにおける先進的な取組みを発表し、 住民の意識を高めていきます。

社協

⑤ 地区別福祉活動計画の策定

社会福祉協議会は、住民の福祉意識を高め、 支えあいやボランティア活動を地域に根づかせていくため、 地域の状況や 課題を踏まえて、 地域住民の手による地域のための地区別福祉活動計画の策定を支援します。 住民 福祉推進委員 ボランティア団体 社協

3. 地域の見守り体制の整備・推進

地域の中で活動する人たちが連携体制 (ネットワーク) をつくり、 地域の見守り、 声かけ等の充実を図り、 問題の早期発見、 予防、 解決できる体制づくりを推進していきます。

表3-2-5

事 業 · 活 動 実施主体 ① 地域の支え合い意識の向上 地域においてネットワーク活動を実践するには、地域住民の参加が 社協 区 不可欠であり、福祉関係団体などに対してネットワーク活動の意義、 委嘱型地域福祉推進者 必要性を十分に理解してもらい、地域ぐるみでの活動として取り組め 当事者団体 るような体制をつくることが必要です。社会福祉協議会が地域で福祉 ボランティア に関する懇談会などを定期的に開催することにより、地域住民の理解 を得て、地域での支え合い意識の向上と地域住民との連携を図ります。 ② 福祉推進委員の充実 地域で支え合い活動を根付かせるためには、活動の中心となるキー 社協 区 パーソンが必要です。町内単位で活動する福祉推進委員について、関 委嘱型地域福祉推進者 係団体や広報誌などで呼びかけ、その役割を周知し、人材を確保して いきます。また、社会福祉協議会は、福祉推進委員が円滑に活動を行 えるように、区長、民生児童委員などとの協力体制を確保し、さらに、 各地域の福祉推進委員が定期的に情報交換できる場を設けるよう努め ます。

③ あんしん見守りネットワーク活動

小地域を単位として近隣の人や関係機関が見守り・声かけ活動等を 行っている「あんしん見守りネットワーク活動」は、実施地区がさら に増えるよう区長会を通じ働きかけていきます。

住民

委嘱型地域福祉推進者

④ 民間事業者等による見守り活動

新聞販売店、郵便局、宅配業者など、日常的に家庭を訪問する協力 事業者と連携し、見守り活動への協力を呼びかけることで、民間事業 者を含めた地域ぐるみでの見守り活動の促進を図ります。 町 社協 民間事業者

⑤ あいさつ運動の推進

住民が地域に関心をもち、地域の人を知ることによって支援が可能になり、犯罪の抑止にもつながります。さまざまな地域活動を通じてお互いの顔をおぼえ、誰とでもあいさつを交わすことのできる地域づくりを推進します。

住民 学校

⑥ 地域の子どもへの声かけ

子どもを巻き込んだ犯罪が後を絶たないことから、児童・生徒に対するパトロール、登下校時の見守り、交通安全指導などを通して地域の子どもを知り、子どもへの声かけを進めていきます。

住民 学校 ボランティア団体

⑦ 認知症施策の推進

認知症の人やその家族が地域で安心して暮らせるよう、サポーター 養成講座やカフェ事業を展開し、認知症高齢者に対する理解の促進を 図るとともに、地域の見守りや徘徊対策を充実させます。

町

地域包括支援センター 社協

⑧ 地域における福祉活動の把握・調整

ボランティア活動についてはボランティアセンター、委嘱型地域福祉推進者の活動については社会福祉協議会や町の担当課が把握していますが、「地域」という視点での活動の把握・調整がなされていません。社会福祉協議会が中心となって、地域における福祉活動の把握・調整を検討していきます。

町 社協 ボランティア 委嘱型地域福祉推進者

当事者団体

⑨ 情報の共有化

小地域ネットワーク活動の推進のためには、関係者が福祉情報を共 有することが重要であり、プライバシーの保護に十分配慮しながら、 情報の共有化を推進します。

社協

委嘱型地域福祉推進者 当事者団体 ボランティア

⑩ 地域の環境改善

すべての住民が快適に日々を送ることができるよう、地域の環境美 化活動に取り組みます。

住民 社協

4. 地域の子育て支援、 介護予防等の推進

子育て不安の解消や高齢者等の孤立化を予防するため、町、地域住民、ボランティア、法 人等が協力して、地域ぐるみの支援サービスを展開していきます。また、世代間の交流や、 子ども、高齢者、障がいのある人等の地域における交流を促進していきます。

(1) 子育て・子育ち支援等の充実

地域で孤立しやすい育児中の親のためのサロン活動や地域ぐるみの子育ち支援の充実を 図ります。また、幼児園や学校におけるボランティア活動、地域活動を推進していきます。

事業・活動	実 施 主 体
① 住民による子育でサロン等の開催 子育で不安をもち、子育での孤立化がみられるのは、特に幼児園に就園する前の子どもをもつ親です。これらの子育で家庭を支援するため、地域のボランティア等が中心となって、子育で中の親子の仲間づくりの場、しつけや遊び方を学ぶ場、地域の人との交流の場を提供していきます。	住民 区 子育て支援センター ボランティア 社協 町
② 地域ぐるみの子育ち支援 子どもたちが地域の人々とふれあい、地域の歴史・文化を学び、 さまざまな感動を体験することは、子どもの育ちにも、地域づくり にとっても必要です。地域の祭り、スポーツ、文化活動、体験型イベントなどを通して、子どもたちの成長を支えていきます。	住民 区 ボランティア 社協 町 NPO法人
③ 子育て支援センター「おひさま」の充実 子育て支援の拠点として、子育ての不安や孤独感を解消し、子どもを生み・育てる楽しさを共感してもらうため、子育て世代の交流の場や情報提供の充実を図ります。地域のボランティアと協力しながら充実した企画、運営をめざし、満足度の向上に努めます。	町 ボランティア

inclinately department of the department of the

(2) 地域包括ケア体制の推進

高齢者が要介護状態になるのを防ぎ、できるだけ住み慣れた自宅で住み続けることができるよう、介護予防日常生活支援事業等を推進し、地域包括ケアシステムの構築をめざします。また、地域共生社会の実現に向けて、高齢者だけでなく、障がい者や子育て世帯を含めた包括的支援をめざしていきます。

事業・活動	実 施 主 体
① 高齢者助け合いサポート事業の推進 ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯などのゴミ出し、蛍光灯の取替え、薬の貰い受け、話し相手などをワンコイン(100円・500円)で行う高齢者助け合いサポート事業を推進します。また、このサービスの対象を障がいのある人の世帯、ひとり親世帯などへの拡大について検討します。	ボランティア 社協 シルバー人材センター
② ライフサポート事業の推進 平成29年度から実施している「ちょびっとサポーター養成講座」 の受講生を活用し、高齢者の日常生活のお手伝いをするライフサポー ト事業を立ち上げます。前述の高齢者助け合いサポート事業に比べ てより幅広く専門的な支援をめざし、事業の定着を図っていきます。	町 社協 ボランティア
③ ふれあいいきいきサロン活動の継続 現在のふれあいいきいきサロンは、その活動を継続し、更なる拡大に努めるとともに、受益者負担という視点から、食事代等の実費の利用者負担について検討します。	住民 ボランティア 社協 町
④ 日中の居場所を確保するためのふれあいいきいきサロンの開設 ひとり暮らし高齢者等の日中の居場所を確保するため、週に複数 回実施するふれあいいきいきサロンを開設します。ふれあいいきい きサロンは、地区の集会場や空き家等を利用し、その運営はボラン ティアに委ねます。ふれあいいきいきサロンの当初の利用対象者は 高齢者ですが、運営が軌道に乗れば、その対象を障がいのある人や 子どもに拡げていきます。	ボランティア 社協
⑤ 給食サービスの充実 独居高齢者等に実施している給食サービスについて、安否確認、 声かけにとどまらず、引きこもりや孤食防止に向けた支援ができる よう、事業内容の見直し、充実を図っていきます。	町 社協 ボランティア
⑥ 要援護者の把握と支援 ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯が増加しており、今後さらに増加していくと予測されます。後期高齢者であっても、わずかの支援があれば地域で暮らし続けることができる人は多いと考えます。課題は、加齢とともに社会とのつながりが少なくなり、閉じこもりがちになることです。地域とのつながりを保ち、介護予防や健康づくりに取り組めるよう、地域住民による声かけ・地域活動参加への呼びかけ、高齢者同士の友愛訪問などの推進を図ります。また、障がいのある人もできる限り地域で自立した暮らしが営めるよう、民生児童委員や福祉推進委員、地域住民による見守り、日常の軽微な生活支援等を促進します。	社協 民生児童委員 福祉推進委員 住民 ボランティア 地域包括支援センター

he displication of the dis

⑦ 地域ケア会議の開催

要援護者の個別課題解決に向けて、医療・介護・福祉等多職種の協働・連携による地域ケア会議を定着させ、介護予防と自立の援助に努めます。

町 地域包括支援センター

(3) 地域の交流の促進

核家族世帯の増加により、子どもと高齢者がふれあう機会が減少しています。また、神戸町には、障がいのある人や外国人も住んでおられます。「地域」という視点で、すべての住民の交流を進めます。

事業・活動	実 施 主 体
① 世代間交流の推進 幼児園や小学校において、祖父母や地域の高齢者とのふれあい事 業を推進します。また、核家族化の進展により、社会でのマナーを 学ぶ機会が乏しいことから、家庭教育学級等を通して、親育ちを推 進していきます。	町 学校 幼児園住民
② 障がいのある人との交流 地域住民にとって、ひとり暮らしの高齢者や子育ての課題について比較的身近で、交流の機会もあります。しかし、障がいのある人に対する理解は、十分とはいえません。今後は、もちのき園等の催しものへの地域住民の参加協力、障がいのある人の地域行事への参加などを促進し、障がいのある人とない人の交流を深めていきます。	住民 区 社協 ボランティア 福祉施 設 学校
③ 外国籍の人との交流 本町には多くの外国籍の人が暮らしています。在住期間の短い人 も多く、地域とのつながりを築くことは難しいかもしれませんが、 誰もが参加できる交流活動・地域活動の場の提供に努め、国籍・言 語などに関係なく、ともに暮らせる地域づくりを推進します。	住民 区 町 社協
④ 伝統行事・祭りを通じた交流 町内には多くの伝統行事があります。子どもたちがこれらに参加することによって、地域の歴史や文化を学び、さまざまな感動を体験しながら地域の大人や異年齢の子どもとのふれあいができます。また、転入してきた人との交流のきっかけともなります。さらに、新しい祭り・イベントづくりを通じて、地域の人々の新しいつながりが生まれます。これらの伝統行事やイベントを通じた交流を推進します。	住民 区

5. 人にやさしいまちづくり

まちづくりのスタートは、高齢者や障がいのある人など外出にハンディをかかえている人の立場から設計を考えることです。高齢者や障がいのある人たちが利用しやすく、そして誰もが利用しやすい魅力的な設計をまちづくりの目標に推進していきます。このような視点から、建築物や道路などの都市環境はもちろん、住環境、就労環境など生活全般に関して、人にやさしいまちづくりを進めていきます。

(1) ユニバーサルデザインのまちづくり

町内の公共的建築物、公共交通機関、道路等のバリアフリー化を推進していきます。バリアフリー化の推進にあたっては、高齢者や障がいのある人など、行動に制限を受ける人だけのためでなく、あらかじめだれもが利用しやすい施設や道具をデザインするユニバーサルデザインの考え方を基本とします。

事業・活動	実 施 主 体
① 公共的施設等のバリアフリー化の推進 あらかじめだれもが利用しやすい施設や道具をデザインするユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、公共的施設等の整備を推進していきます。また、 障がいのある人が外出しやすいよう、公共的施設に車いす使用者用トイレやオストメイト対応トイレの設置を進めていきます。	事業者町県国
② 道路の整備 高齢者や障がいのある人の生活圏の拡大を図るために、歩道段差の切下げ、 点字ブロックの敷設、盲人用信号装置の設置などを推進していきます。	町県国
③ 公共交通機関等のバリアフリー化の推進 電車や駅のバリアフリー化、路線バスの低床化などを促進し、高齢者や障が いのある人が利用しやすい公共交通機関をめざします。	事業者 町

inclinately department of the department of the

(2) 安心して暮らせる住居の整備促進

要援護高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域における生活をできる限り継続できるよう、安心して暮らせる住居の整備に取り組みます。

表3-2-20

事業・活動	実 施 主 体
① 高齢者や障がいのある人などに配慮した住宅の整備促進 要援護高齢者や重度の障がいのある人の住宅改造を支援するため、 介護保険の住宅改修および高齢者・障害者いきいき住宅改善費助成事 業の周知に努めます。	町 県 安八郡広域連合
② グループホームの整備促進 「施設から在宅へ」の考え方を基本とし、知的障がいや精神障がいの ある人、認知症高齢者が地域で暮らし続けられるよう、グループホー ムの整備を検討します。また、グループホームで暮らす人への地域住 民の支援や交流を促進していきます。	事業者 NPO法人 町 区 社協

(3) 防犯・防災対策

意識調査では、防災・防犯に関する意見・要望が数多く出されています。子どもや高齢者を災害や事故、犯罪から守り、誰もが安心して暮らしていくために、地域住民が協力して地域を守る取組みを進めていきます。

表3-2-21

事業・活動	実 施 主 体
① 通学安全パトロールの推進 登下校時の事故や犯罪を防止するため、小学校の児童に対する通学安全パトロールを実施しており、今後もその推進を図ります。また、通学安全パトロールだけでなく、地域住民による子どもの見守りが行われるよう協力を呼びかけていきます。	学校安全サポーター 社協 住民 ボランティア団体 学校
② 地域住民による見守り活動の推進 住民の防犯意識を高め、地域ぐるみの見守りを推進し、子どもが安心 して遊べる環境づくりを推進します。	住民 ボランティア
③ 避難行動要支援者の把握 障がいのある人、ひとり暮らしの高齢者等が災害時に支援が受けられ るよう、申請に基づき、避難時に支援を必要とする避難行動要支援者リ ストを作成しましたが、この維持管理に努めます。	町 社協 住民 ボランティア団体 民生児童委員 福祉推進委員
④ 避難行動要支援者支援マップの作成 避難行動要支援者支援マップの作成に取り組みます。	町 民生児童委員 福祉推進委員
⑤ 災害救援体制の整備 把握した避難行動要支援者について、地域の援助者による支援体制を	町 社協 住民

構築するとともに、災害時に地域の自主防災組織が機能するよう、また、 行政と自主防災組織等の連携が図れるよう、訓練の実施や情報提供の充 実を図ります。さらに、近隣市町社会福祉協議会と連携して、災害救援 ボランティアが円滑に活動できるよう体制づくりを進めます。 区自主防災組織 ボランティア団体 民生児童委員 福祉推進委員

⑥ 福祉避難所等の整備

災害時における福祉避難所施設利用に関する協定の締結を進め、緊急 時の支援体制を整備するとともに、各自宅での防災用品の備蓄の徹底を 図ります。 町 福祉施設 区 自主防災組織 住民 民生児童委員 福祉推進委員

⑦ 避難行動要支援者への情報提供等

避難行動要支援者が自らを災害から守るための知識の普及、啓発を行うとともに、避難経路や避難場所の確認などを周知します。

町 区自主防災組織

⑧ 災害ボランティアの養成

災害ボランティア養成講座の受講促進などを行い、災害に対応できる ボランティアの育成を図ります。ボランティア連絡協議会が行う災害ボ ランティアセンター立上げ訓練を支援します。 社協

(4) 就労・能力活用への支援

就労は、社会の一員として自覚を持つ要素、生計を維持する要素、生きがいを感じる要素という3つの要素を持っています。高齢者や障がいのある人が地域で充実した生活を送ることができるよう、就労に関する支援を行います。

表3-2-22

事業・活動	実施主体
① 高齢者への就労支援 シルバー人材センターの事業拡大が図られるよう、専門的知識や技 能の習得のための講習会や研修会の開催に努めます。	シルバー人材センター
② 公共施設の清掃等の委託 シルバー人材センター会員や障がいのある人の働く場を確保するために、町の施設等の清掃や維持管理等をシルバー人材センターや障がいのある人の団体等に委託することを継続・促進します。	町
③ 障がい者への就労支援 就労を希望する障がいのある人が、必要な訓練を受けられるよう、 就労移行支援を推進していきます。	町
④ 共生型サービスの導入 共生型サービスとは、高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービ スを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉両方の制度に新たに 位置付けられたものです。対象サービスとしては、ホームヘルプサー ビス、デイサービス、ショートステイ等が想定されているので、介護 保険サービスのデイサービス、ショートステイを障がいのある人も利 用することができるよう、介護保険サービス提供事業所に要望してい きます。	町 サービス事業者

he displication of the dis

第3 適切なサービスの利用

1. 福祉サービスの適切な利用の推進

福祉サービスを必要とする人に適切なサービスが提供されるよう、情報提供、相談体制、権利擁護等の充実を図ります。

(1) 福祉サービスの利用に関する情報提供

わが国の福祉施策は、援護を必要とする人からの申請に基づいてサービス等を給付する ことになっています。サービス等を知らないために受けることができない人がないよう、 情報提供に努めていきます。

事業・活動	実施主体
① 住民への情報提供の充実 町や社会福祉協議会の広報誌、ホームページなどによる情報提供をはじめ、子育て支援、介護保険、障がい者福祉、生きがい・健康づくりなどに関するサービスのパンフレット等を作成・配布していきます。また、保健事業、各種団体の催し物や会合など、さまざまな機会を通じて情報を提供していきます。さらに、地域における福祉活動の情報についても提供していきます。	町 社協 安八郡広域連合
② 関係機関・団体への情報提供 福祉サービスなどの情報が行き届くよう、支援を必要とする人に直接かかわる民生児童委員、介護支援専門員、地域包括支援センターなどの地域の拠点、ボランティア、NPO法人、事業者、医療機関などにも福祉情報を提供していきます。	町 社協
③ サービス利用に結びついていない要援護者への対応 介護サービスやその他の福祉サービスを利用するしないは個人の自由ですが、サービスが周知されていない、あるいは家庭に問題があってサービス利用に結びついていない場合なども考えられます。このような要援護者にサービスが行き届くよう、さまざまなルートからサービスの周知を図ります。また、地域住民、民生児童委員、福祉推進委員などによる見守り体制を築き、必要に応じて専門的な知識を持った相談員を派遣していきます。	委嘱型地域福祉推進者 町 社協 地域包括支援センター

第3章 計画

he desired the desired set of th

(2) 総合相談体制の充実

要援護者や家族の相談に適切に対応することができる相談機関を設置し、要援護者が地域で暮らすための様々なサービスをコーディネートする「丸ごと」の総合的な相談支援体制の整備を進めます。

事業・活動	実 施 主 体
① 相談機関の充実 高齢者の地域における総合的な相談窓口である地域包括支援センター、 子育てサークルの育成や子育て不安の解消等を図る子育て支援センター、 地域で生活する障がいのある人の社会復帰と自立、社会参加の促進を図 る障害者相談支援、地域の健康的な暮らしを支援する保健センター等の 活動を充実していきます。また、地域包括支援センターは、高齢者だけ でなく、地域のすべての人の福祉サービス等の相談を受けることができ る相談機関とすることができないか、またその場合はどのような条件整 備が必要かを検討していきます。	町 事業者 地域包括支援センター 子育て支援センター 社協 保健センター
② 相談事業の充実 民生児童委員を相談員とした心配ごと相談、弁護士を相談員とした法 律相談の充実をめざします。さらに、研修等を活用し、相談・指導機関 の担当者、各種相談員の相談・指導能力の向上を図ります。	社協 町 事業者
③ 結婚相談の充実 少子化の原因となっている非婚化、晩婚化をくい止めるため、結婚相談の充実を図るとともに、西濃地区結婚相談連絡会や各種団体と連携して婚活イベントを実施していきます。	町 社協 商工会
④ ケースマネジメントシステムの充実 地域包括支援センターを中心として、高齢者や障がいのある人の地域 における保健医療サービスおよび福祉サービスの提供を総合的に行い、 包括的・継続的ケースマネジメントシステムを構築します。	地域包括支援センター 社協 サービス事業者
⑤ 障がい者の相談支援体制の確立 基幹相談支援センターや地域生活支援拠点などの専門的な機関を身近な場所に設置するよう、委託・共同設置などの検討を進めていきます。	町

heatersteelighteelighteelighteelighteelighteelighteelighteelighteeligh

(3) 権利の擁護

自らの意思を表明することが困難な人たちの権利を守る仕組みを構築するとともに、虐 待の防止に取り組みます。

事業・活動	実施 主体
① 成年後見制度の利用支援 認知症や障がいのために判断能力が十分でない人が不利益を被らない ように保護し支援する成年後見制度について、その周知を図るとともに、 必要に応じて成年後見制度利用支援事業の利用を促進します。	町、社協
② 日常生活自立支援事業の周知 社会福祉協議会においては、成年後見制度を補完する事業として、認 知症や障がいのために判断能力が十分でない人などが、地域で自立した 暮らしが送れるよう、生活支援員による福祉サービスの利用援助や日常 的金銭管理を行う日常生活自立支援事業を行っています。特に障がいの ある人の地域生活への移行を推進するために必要性が高まる事業と考え られることから、成年後見制度と併せて事業の周知に努めます。	社協
 ③ 虐待の防止 ○地域住民やサービス事業者、医療機関等が協力して、児童、高齢者、障がいのある人に対する虐待、あるいは配偶者への暴力の早期発見に努めるとともに、要保護児童・DV対策協議会や民間団体も含め関係機関相互の連携を強化し、迅速・適切に対応していきます。 ○子どもの虐待については、地域子育て支援センター、子ども相談センターなど、身近で利用しやすい相談体制の充実に努めます。また、子ども家庭課、保健センター、幼児園、学校、医療機関など、子どもと直接関わる部署において早期発見に努めるとともに適切な対応に努めていきます。 ○障がいのある人および高齢者の虐待については、障害者相談支援事業や包括的支援事業において、相談および早期の対応に努めていきます。 	町 子ども相談センター 社協 サービス事業者 住民

incomplete the transfer of the

2. 社会福祉事業の健全な発達

社会福祉事業においても規制緩和が進み、多くの福祉分野に株式会社をはじめとするさまざまな事業者の参入が進んできています。町の役割として、不足しているサービスの事業者参入促進やサービスの質の確保を図ります。また、町民がサービス提供者となる住民参加型のサービスの育成に努めます。

(1) サービス提供事業者の健全な発達

介護保険や障害福祉サービスの居宅サービスがすべて民間事業者に門戸が開かれたため、居宅サービス提供事業者が大幅に増加しました。良質なサービスを供給するには、サービス供給主体の多様化と民間活力の導入が有効です。新たなサービスの供給主体として、社会福祉法人や医療法人だけでなく、企業、NPO法人などの多角的な導入を図っていきます。

表3-2-26

事業・活動	実施主体
① 事業者の参入を促進する情報提供の充実 本町に不足しているサービス、あるいは今後促進していきたいサービスなどの情報を提供し、事業者の積極的な参入を促進していきます。	安八郡広域連合町
② 公募による事業者の採用 町が行う事業のうち、委託等が適切と考えられるものについては、公募、 提案(プロポーザル)などによる業者選定の手法を取り入れていきます。	町
③ 指定管理者制度の導入 本町においては、幼児園や障がい児者関連の通所施設など、福祉施設の多くを町が管理・運営しています。公の施設の管理は、期間を定めて指定管理者に行わせることができ、指定管理者には、民間事業者等が幅広く含まれます。多様化する住民のニーズに効果的、効率的に対応するため、町の福祉施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上、経費の節減等を図っていきます。	ĦŢ
④ NPO法人の参入促進 町や社会福祉協議会は、ボランティア団体やNPO法人を立ち上げようとしている人等との情報交換を密にし、地域に必要な福祉サービスの開発・推進を図っていきます。また、町および社会福祉協議会は、福祉関係のNPO法人の立ち上げに必要な支援等を行います。	町社協
⑤ 住民参加型サービスの育成 住民自らがサービス提供者となる住民参加型サービスの育成に努めます。	町 社協

he desired the desired set of th

(2) サービスの質の確保

良質なサービスが適切に提供されるよう、サービス提供事業者の指導・監督、利用者からの苦情の解決、サービスを提供する人材の育成に努めます。

事 業 ・ 活 動	実 施 主 体
① 事業者の指導・監督 介護保険サービス、障害福祉サービスなど、多くのサービスは民間が 提供するようになりました。行政の役割は、サービスの量の確保から質 の確保に変わってきています。良質なサービスが適切に提供されるよう サービス提供事業者およびケアマネジャーの指導・監督に努めていきま す。また、福祉サービス事業者に対し、第三者評価や自己評価の実施を 促していきます。	町 安八郡広域連合 県
 ② 苦情の解決 ○サービス利用者からの苦情解決や、提供事業者が抱える困難事例への支援に努めます。 ○一定の研修を受けた介護相談員が介護保険施設等を訪問し、利用者とサービス提供事業者との橋渡しを行うことによって、利用者の疑問や不満・不安の解消を図りつつ、サービスの質の向上に寄与することを目的とする介護相談員派遣等事業を安八郡広域連合において実施しており、この事業の充実に努めます。 	町 安八郡広域連合 県 サービス事業者
③ 専門的な人材の育成 町、社会福祉協議会およびサービス事業者においては、必要な専門職 の確保ならびに職員の資格取得の奨励、研修の実施などにより専門技術・ 知識の向上を図ります。	町 社協 サービス事業者

3. 社会福祉協議会の強化と社会資源との連携

要援護者を支えるのは福祉施策やサービス事業者だけではありません。社会福祉協議会の機能強化を図り、民生児童委員や福祉推進委員はもちろん、学校、企業なども、地域を支える一員として協働して地域福祉を推進していきます。

.....

事業・活動	実施主体
① 町と社会福祉協議会との連携強化 地域福祉推進の中心的な担い手として位置づけられている社会福祉協議会には、住民のニーズや課題を把握し、住民とともに解決策を考え、より住みやすい地域づくりを進めることが期待されています。町と社会福祉協議会は、連携して地域福祉を推進していきます。	町社協
② 社会福祉協議会事務局体制の強化 福祉活動専門員が本来の業務を推進できる環境を整えるなど、社会福祉 協議会事務局体制の強化を図ります。	社協
③ 民生児童委員活動の活性化 地域の福祉活動の相談役、推進役としての重要な役割を担う民生児童委 員の機能が発揮できるよう、関係機関との連携を強化し、地域での支援活 動が活発化するよう支援します。	町 民生児童委員
④ 福祉推進委員との連携 福祉推進委員は、住民が安心して暮らせるまちづくりをめざして、区長 および民生児童委員と連携し、住民と社会福祉協議会のパイプ役として、 地域住民の状況や住民の声を反映するために、各地区に配置されています。 町と社会福祉協議会は、その活動を支援します。	社協 福祉推進委員 民生児童委員 町
⑤ 学校との連携 地域住民と子ども・教職員との交流、地域住民による学校ボランティア、 さらには学校を地域福祉活動の拠点の一つとするなど、学校と地域との協 働による取組みを推進します。	町 学校 住民
⑥ 保健・医療機関との連携 地域で福祉課題を抱えている人の中には、保健・医療を必要とするケースが少なくありません。包括的な支援ができるよう保健・医療機関との連携を図ります	町 医療機関
⑦ 企業との連携 企業は地域の一員として、子育て支援をはじめさまざまな社会貢献活動 (フィランスロピー)を行っています。企業と地域の交流活動を促進し、協 働して地域福祉活動を推進します。	企業 社協 町

⑧ サービス事業者との連携

地域で支援を必要としている人の多くがサービスの利用者であることから、サービス事業者と連携を図り、必要な支援が届くよう努めます。また、 入所施設から地域生活へという流れの中で、福祉施設は機能の強化を図り、 地域で暮らす人の相談や交流の場としての役割が期待されます。 サービス事業者 町 社協

⑨ 共同募金運動の活性化

共同募金は、市町村を基盤とした活動として改革を進めており、今後更に地域福祉活動との連携を強化し、運動の活性化を図ります。また、地域福祉活動の財源の一つとして大きな期待が寄せられます。

町 社協 民生児童委員 共同募金会

第3章 計 画

第3節 実施計画 条

この章では、前節の「基本計画」で示された取り組みの実施計画をご紹介します。

表中の「推進者」欄の「◎」は中心となる者をさし、「○」は協力する者をさします。「実施年度」欄は次の決めに従って記入しました。

◆「推進」:現在の活動・事業等をさらに充実させながら実施していく。

また、対象者には活動や考え方等について理解を促す。

◆「見直」:現在の活動・事業等をさらに充実・推進するために見直す。

◆「検討」:新たな活動・事業等についての実施を検討する。

◆「実施」:見直した現在の活動・事業等、又は新たな活動・事業等を実施する。

第1 支え合いの仕組みづくり

1. 地域福祉を支える人づくり

表3-3-1

		推	ÉÌ	隹:	者		実	施年	度	
	取り組み	住民	社協	事業者	行政	30	31	32	33	34
(1) ボランティア	ボランティア情報の提供		0		0	推進				†
活動参加への 動機づけ	町民ひとり一ボランティアの推進	0	0		0	推進				\
(2) ボランティア	ボランティアコーディネーターの活動強化		0		0	実施				\
レンターの強 化 化	ボランティア団体等の連絡調整		0			推進				†
	新たなボランティアメニューの開発	0	0			検討	→	実施		†
	ボランティア連絡協議会の活動推進		0	0	0	推進				+
	ボランティアセンターの充実	0	0			推進				†
(3) 人材の発掘・	ボランティア養成講座の開催	0	0			推進				†
育成	ボランティアリーダーの育成	0	0			推進				+
	高齢者パワーの活用	0	0	0	0	推進				†
	地域組織の活用	0	0		0	推進				†
	企業ボランティアの促進		0	0		検討	→	実施		+
	公務員のボランティア活動参加の促進				0	推進				→
(4)委嘱型地域福祉	民生児童委員等に対する研修と情報提供				0	推進				+
推進者の資質 向上	委嘱型地域福祉推進者のネットワークづくり	0	0		0	推進				→

haterteretaterteretaterteretaterteretaterteretaterteretater

2. 地域福祉活動の場づくり

表3-3-2

		推	É Ì	進:	者	実 施 年 度							
	取り組み	住民	社協	事業者	行政	30	31	32	33	34			
(1) 地域福祉活動	地域福祉活動の場づくり	0	0		0	推進				→			
の拠点づくり	ボランティアの交流・情報交換の場づくり	0	0		0	推進				\rightarrow			
	拠点づくりの推進	0	0		0	検討	\rightarrow	実施		\rightarrow			
(2) 公共施設の	地区公民館などの公共施設の活用と柔軟な運営	0	0		0	推進				→			
有効利用	学校の余裕教室等の活用	0			0	検討				-			

3. 地域福祉を促進する仕組みづくり

表3-3-3

		推	Éi	隹	者		実	施年	度	
	取り組み	住民	社協	事業者	行政	30	31	32	33	34
(1) 地域福祉を	地域住民の合意による施設整備への支援	0	0		0	検討	→	実施		+
促進するための支援	ボランティア団体活動費の助成		0			推進				\
	地域福祉活動を支援する事業の拡充		0		0	推進				+
	共同募金配分金の活用		0			推進				†
(2) 町事業への	子育て支援事業等への地域の参加	0	0	0	0	推進				+
地域の参加	地域支援事業等の委託	0	0	0	0	検討	実施			+
(3) 各種団体と	当事者団体との情報交換と活動支援	0	0	0	0	推進				+
の情報交換と 連携	ボランティア等との情報交換と連携	0	0	0	0	推進				+
	民生児童委員活動との連携		0		0	推進				+
(4) 学校・企業	学校ボランティアの普及	0	0		0	推進				+
との連携	学校を拠点とした地域活動の推進	0	0		0	推進				+
	企業との連携		0	0	0	検討				†

haterteretaterteretaterteretaterteretaterteretaterteretater

第2 新しい福祉のまちの創造

1. 福祉意識の醸成

表3-3-4

		拊	ÉÌ	生 :	者		実	施年	度	
	か充実 地域組織を通じた啓発活動の強化			事業者	行政	30	31	32	33	34
(1) 広報啓発活動	広報等を通じた啓発活動		0		0	推進				+
の充実	地域組織を通じた啓発活動の強化	0	0		0	推進				→
	企業の社会貢献		0	0	0	推進				+
	各種イベントの開催	0	0		0	推進				+
	学校における福祉教育	0	0	0	0	推進				→
元 実	生涯学習における福祉講座の開設	0	0	0	0	推進				+
	出前講座の活用	0	0		0	推進				+
(3) ノーマライ	やさしさと思いやりの心の実践	0	0		0	推進				→
ゼイション理念の普及	ノーマライゼイション理念の普及	0	0	0	0	推進				→
	障害者差別解消法の浸透	0	0	0	0	推進				→

2. 地域活動を通した新しいコミュニティの創造

表3-3-5

	推	É Ì	隹 :	者	実 施 年 度						
取り組み	住民	社協	事業者	行政	30	31	32	33	34		
地域住民の交流会、勉強会等の開催	0	0		0	推進				+		
地区懇談会の開催	0	0		0	推進				→		
モデル校区の指定	0	0		0	推進				+		
モデル校区福祉活動のPR	0	0			推進				-		
地区別福祉活動計画の策定	0	0			検討				→		

haterteretaterteretaterteretaterteretaterteretaterteretater

3. 地域の見守り体制の整備・推進

表3-3-6

	推	Éď	焦	者		実力	拖 年	度	
取り組み	住民	社協	事業者	行政	30	31	32	33	34
地域の支え合い意識の向上	0	0		0	推進				→
福祉推進委員の充実	0	0		0	推進				\
あんしん見守りネットワーク活動	0	0		0	推進				\
民間事業者等による見守り活動		0	0	0	検討	実施			→
あいさつ運動の推進	0			0	推進				→
地域の子どもへの声掛け	0			0	推進				→
認知症施策の推進	0	0	0	0	推進				→
地域における福祉活動の把握・調整	0	0		0	推進				→
情報の共有化	0	0			推進				→
地域の環境改善	0	0		0	推進				→

4. 地域の子育て支援、介護予防等の推進

表3-3-7

		推	É i	生 :	者		実	施 年	度	
	ち支援等の 実		社協	事業者	行政	30	31	32	33	34
(1) 子育て・子	住民による子育てサロン等の開催	0	0		0	推進				
育ち支援等の	地域ぐるみの子育ち支援	0	0	0	0	推進				\Rightarrow
充実	子育て支援センター「おひさま」の充実	0	0		0	推進				\rightarrow
(2) 地域包括ケ	高齢者助け合いサポート事業の推進	0	0		0	推進				\rightarrow
ア体制の推進	ライフサポート事業の推進	0	0		0	実施	推進			\rightarrow
ア体制の推進 - - -	ふれあいいきいきサロン活動の継続	0	0			推進				\rightarrow
	日中の居場所を確保するためのふれあいいきいき サロンの開設	0	0		0	検討	\rightarrow	実施		→
	給食サービスの充実	0	0		0	見直	実施			\rightarrow
	要援護者の把握と支援	0	0		0	推進				\rightarrow
	地域ケア会議の開催			0	0	推進				→
(3) 地域の交流	世代間交流の推進	0			0	推進				
の促進	障がいのある人との交流	0	0	0	0	推進				\rightarrow
	外国籍の人との交流	0	0		0	検討				\rightarrow
	伝統行事・祭りを通じた交流	0			0	推進				\rightarrow

he description of the descriptio

5. 人にやさしいまちづくり

表3-3-8

		推	É Ì	生 :	者	実 施 年 度						
	取り組み	住民	社協	事業者	行政	30	31	32	33	34		
(1) ユニバーサル	公共的施設等のバリアフリー化の推進			0	0	推進				→		
デザインのま ちづくり	道路の整備				0	推進				→		
	公共交通機関等のバリアフリー化の推進			0	0	推進				→		
(2) 安心して暮	高齢者や障害のある人などに配慮した住宅の整備促進			0	0	推進				→		
らせる住居の 整備促進	グループホームの整備促進			0	0	推進				→		
(3) 防犯・防災	通学安全パトロールの推進	0	0		0	推進				→		
対策	地域住民による見守り活動の推進	0	0		0	推進				→		
	避難行動要支援者の把握	0	0		0	推進				→		
	避難行動要支援者支援マップの作成	0	0		0	検討				→		
	災害救援体制の整備	0	0	0	0	推進				→		
	福祉避難所等の整備	0	0	0	0	推進				→		
	避難行動要支援者への情報提供等	0			0	推進				→		
	災害ボランティアの養成	0	0			推進				→		
(4) 就労・能力	高齢者への就労支援	0	0			推進				→		
活用への支援	公共施設等の清掃等の委託		0		0	推進				→		
	障がい者への就労支援				0	推進				→		
	共生型サービスの導入		0	0	0	検討		-	実施	→		

第3 適切なサービスの利用

1. 福祉サービスの適切な利用の推進

表3-3-9

		推	ÉÌ	隹:	者		実	施年	 度	
	スの利用に関する情報提供 関係機関・団体への情報提供 サービス利用に結びついていない要援護者への対応		社協	事業者	行政	30	31	32	33	34
(1) 福祉サービ	住民への情報提供の充実		0		0	推進				†
スの利用に関	関係機関・団体への情報提供		0		0	推進				→
	サービス利用に結びついていない要援護者への対応	0	0		0	推進				
	相談機関の充実		0	0	0	推進				
制の充実	相談事業の充実		0	0	0	推進				
	結婚相談の充実		0		0	推進				
	ケースマネジメントシステムの充実	0	0		0	推進				
	障がい者の相談支援体制の確立				0	検討	\rightarrow	実施		
(3) 権利の擁護	成年後見制度の利用支援		0		0	推進				→
	日常生活自立支援事業の周知		0		0	推進				→
	虐待の防止	0	0	0	0	推進				→

2. 社会福祉事業の健全な発達

表3-3-10

				進 :	者	実 施 年 度					
取り組み		住民	社協	事業者	行政	30	31	32	33	34	
(1) サービス提 供事業者の健 全な発達	事業者の参入を促進する情報提供の充実				0	推進				†	
	公募による事業者の採用				0	推進					
	指定管理者制度の導入				0	推進					
	NPO法人の参入促進		0		0	推進				†	
	住民参加型サービスの育成	0	0		0	検討	\rightarrow	実施		\rightarrow	
(2) サービスの 質の確保	事業者の指導・監督			0	0	推進					
	苦情の解決			0	0	推進				→	
	専門的な人材の育成		0	0	0	推進				→	

第3章 計 画

he design to the design of the

3. 社会福祉協議会の強化と社会資源との連携

表3-3-11

取り組み		推進者				実 施 年 度					
		社協	事業者	行政	30	31	32	33	34		
町と社会福祉協議会との連携強化		0		0	推進				→		
社会福祉協議会事務局体制の強化		0			推進				↓		
民生児童委員活動の活性化	0	0		0	推進				+		
福祉推進委員との連携	0	0		0	推進				←		
学校との連携	0	0		0	推進				★		
保健・医療機関との連携			0	0	推進				+		
企業との連携		0	0	0	推進				★		
サービス事業者との連携		0	0	0	推進				+		
共同募金運動の活性化	0	0	0	0	推進				→		